

株式会社新東通信

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年7月4日 ～ 2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 （職業生活に関する機会の提供に関する目標）

全社員に占める女性の割合を24.2%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

● 2024年7月～

当社にマッチングする女性からの応募を増やすため、リクルートサイト等で積極的な情報発信を行う。

● 2025年4月～

仕事と育児の両立を支援するため、定期的に当社の育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。

● 2026年4月～

男女ともに活躍できるよう、積極的な研修を実施する。

目標2 （職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

社員の平均有給休暇取得日数を8日以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

● 2024年7月～

社員の毎月の有給休暇取得日数をデータ化し、本人及び上司に情報提供する。

● 2025年4月～

部署ごとの有給休暇取得日数を把握し、部署内で業務の分担や分散を検討・推進する。

● 2026年4月～

有給休暇取得日数向上計画に基づいた各部署での取組の結果を踏まえ、目標達成に向けた計画の見直しを行う。